医道審議会に設置された 分科会の活動状況について

0	医道分科会 ····································
0	医師分科会 ····································
0	歯科医師分科会 P 4
0	保健師助産師看護師分科会 ······P 6
0	理学療法士作業療法士分科会 P8
0	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会P9
0	薬剤師分科会 P 10
0	死体解剖資格審查分科会 ····································

医道審議会医道分科会

1. 所掌事務

医道審議会令(平成12年政令第285号)により設置され、所掌事務は以下のとおり。

医師法(昭和23年法律第201号)第7条第4項及び第24条の2第2項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第4項及び第23条の2第2項並びに医療法(昭和23年法律第205号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 医道分科会

医師及び歯科医師の行政処分、免許取消処分を受けた者に対する再免許の妥当性について審議するため、必要に応じて分科会を開催しており、平成30年度は年3回(6月、9月、1月)分科会を開催している。

平成30年6月6日に分科会を開催し、医師34名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師34名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

平成30年9月19日に分科会を開催し、医師10名、歯科医師8名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師7名、歯科医師4名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

平成31年1月30日に分科会を開催し、医師17名、歯科医師7名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師13名、歯科医師7名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

(2) 診療科名標榜部会

現在事案がないため、活動休止中である。 直近の最終開催日:平成20年2月13日

(3) 麻酔科標榜資格審査部会

麻酔科を標榜するためには医療法第6条の6第1項の規定に基づく厚生労働大臣の許可が必要であり、同条第3項で医道審議会の意見を聴くこととされていることから、本部会において個別審査を行っている。

(年3回、概ね3月、7月、11月に開催)

- 第195回部会 平成30年3月28日開催 審査対象者235名
- ・第196回部会 平成30年7月25日開催 審査対象者142名
- · 第 197 回部会 平成 30 年 11 月 28 日開催 審査対象者 88 名

医道審議会医師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令(平成12年政令第285号)により設置され、所掌事務は以下のとおり。

医師法第10条第2項、第16条の2第3項、第16条の8第2項及び第16条の9 第2項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 医師分科会

医師国家試験について、試験の施行方針、合否決定等について審議するため、年 2回分科会を開催している。

平成 30 年 4 月 25 日に第 113 回医師国家試験(31 年 2 月実施)の方針決定を行った。

平成31年3月8日に第113回医師国家試験の合否決定、医師国家試験予備試験の 方針決定を行った。

(2) 医師臨床研修部会

医師臨床研修部会は、臨床研修病院の指定又は指定の取消に関する審議を行うため、年1回開催し、また、医師臨床研修制度の内容に関する審議を行うため、必要に応じて開催している。

平成31年2月27日に開催した部会においては、基幹型臨床研修病院の指定2件、 指定の取消12件等の審議を行った。

また、医師臨床研修制度の見直し(平成 32 年度(2020 年度)の研修から適用予定)について、臨床研修の実施状況や診療能力の修得状況等を把握し、到達目標や評価の在り方についての検討を目的として設置された「医師臨床研修制度の到達目標・評価の在り方に関するワーキンググループ」及び本部会において、関係者からのヒアリング等を参考に議論を重ね、平成 30 年 3 月 30 日に医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書「医師臨床研修制度の見直しについて」を公表したところである。

(3) 医師専門研修部会

医師専門研修部会は、医師の研修を行う団体に対し、医療提供体制の確保や研修機会の確保の観点から意見・要請を行うに当たり、考慮・検討すべき事項等について幅広く審議している。

平成30年度は、9月28日に第1回を開催し、医師法施行規則の一部を改正する省令案等について審議を行った。その後第2回目以降は、医療提供体制の確保や研修機会の確保の観点から検討すべき事項等についての審議を行い、本日までに、5回開催されている。

(4) 医師国家試験K・V部会

医師国家試験問題内容の妥当性を確認するため、年1回部会を開催している。 平成31年3月4日に第113回医師国家試験の問題の妥当性について審議を行った。

(5) 医師国家試験事後評価部会

医師国家試験の評価に関する事案が生じた場合に開催予定。

(6) 医師国家試験改善検討部会

医師国家試験の出題方法、内容、形式等について審議するため、概ね4年ごとに 部会を開催している。

平成26年6月から平成27年3月までの間に、8回部会を開催し、現行の医師国家 試験に関する評価を行うとともに、医師国家試験の合格基準の考え方など、医師国 家試験の改善事項について審議を行い、平成27年4月16日に意見をとりまとめ、医 道審議会医師分科会に報告した。

(7) 医師国家試験出題基準改定部会

医師国家試験の出題基準の改定について審議するため、概ね4年ごとに部会を開催している。

医師国家試験改善検討部会の報告書を受け、平成27年11月から平成28年3月までの間に4回部会を開催し、出題基準の改定について審議を行い、「医師国家試験出題基準(平成30年版)」をとりまとめ、平成28年4月20日の医道審議会医師分科会に報告した。

(8) 精神保健指定医資格審査部会

精神保健指定医の指定及び指定の取消しについて審査をするため、概ね年2回部会を開催している。

平成30年8月8日に部会を開催し、精神保健指定医指定申請者200名に対する指定について諮問がなされ、審議の結果、139名を指定する旨の答申を行った。また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第18条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正することについて諮問がなされ、審議の結果、了承する旨の答申を行った。

平成30年11月22日に「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」を部会決定した。

平成31年2月6日に部会を開催し、精神保健指定医指定申請者300名に対する指定、精神保健福祉法第18条第2項の規定により1名に対する指定をしないこと、精神保健指定医1名に対する指定の取消し又は職務の停止の処分について諮問がなされ、審議の結果、219名を指定、1名を指定しない、1名を指定の取消しとする旨の答申を行った。

医道審議会歯科医師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令(平成12年政令第285号)により設置され、所掌事務は以下のとおり。

歯科医師法第 10 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 3 項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 歯科医師分科会

歯科医師国家試験について、試験の施行方針、合否決定等について審議するため、 年2回分科会を開催している。

平成30年4月20日に第112回歯科医師国家試験(平成31年2月実施)の方針決定を行った。

平成31年3月1日に第112回歯科医師国家試験の合否決定、歯科医師国家試験予備試験の方針決定を行った。

(2) 歯科医師臨床研修部会

歯科医師臨床研修の臨床研修施設の指定又は指定の取消し及び歯科医師臨床研修 プログラム等歯科医師の臨床研修の内容に関することについて、年2回程度開催している。

平成30年度第2回部会(平成30年8月27日開催)及び第3回部会(平成30年11月28日に開催)において、歯科医師臨床研修施設の新規指定76件、指定取消し82件及び新規プログラム等の審査94件についての審議を行った。

なお、平成30年度第1回、第4回部会では、平成33年度の歯科医師臨床研修制度の改正に係る議論を行っており、引き続き議論を進めていく予定である。

(3) 歯科医師国家試験K・V部会

歯科医師国家試験問題内容の妥当性を確認するため、年1回部会を開催している。 平成31年2月27日に第112回歯科医師国家試験の問題の妥当性について審議を 行った。

(4) 歯科医師国家試験事後評価部会

歯科医師国家試験の評価に関する事案が生じた場合に開催予定。

(5) 歯科医師国家試験制度改善検討部会

歯科医師国家試験の出題方法、内容、形式等について審議するため、概ね4年ご とに部会を開催している。

平成27年10月から平成28年3月までの間に7回部会を開催し、現行の歯科医師国家試験を評価するとともに、歯科医師国家試験の合格基準のあり方など、歯科医師国家試験の改善事項について検討を行い、平成28年3月29日に意見をとりまとめ医道審議会歯科医師分科会に報告した。

(6) 歯科医師国家試験出題基準改定部会

歯科医師国家試験の出題基準の改定について審議するため、概ね4年ごとに部会 を開催している。

歯科医師国家試験制度改善検討部会の報告書を受け、平成28年9月から平成29年3月までの間に5回部会を開催し、平成30年(第111回)試験からの運用を目指して、出題基準(ガイドライン)と歯科医師国家試験設計表(ブループリント)の改定作業を行った。平成29年3月22日に改定作業を終了し、平成29年4月21日に医道審議会歯科医師分科会に報告した。

医道審議会保健師助産師看護師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令(平成12年政令第285号)により設置され、所掌事務は以下のとおり。

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び看護師等の人材確保の促進 に関する法律(平成4年法律第86号)の規定により審議会の権限に属させられた事 項を処理すること

2. 活動状況

(1) 保健師助産師看護師分科会

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験における試験の施行方針、 合否判定等の審議を行っている。

平成30年度においては、平成30年4月16日に第105回保健師国家試験、第102回助産師国家試験及び第108回看護師国家試験の方針の決定を行った。

平成31年3月8日に第105回保健師、第102回助産師及び第108回看護師国家試験(31年2月実施)の合否決定を行った。

また、このほか、平成 27 年 12 月 21 日に保健師助産師看護師学校養成所指定規則(入学要件)の改正を決定した。平成 29 年 3 月 10 日に保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会の報告を行った。

(2) 看護師等確保基本指針検討部会

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について検討の必要が生じた場合に開催予定。

(3) 看護倫理部会

保健師、助産師及び看護師の行政処分等について審議するため、年 1 回開催している。

平成30年度においては、平成31年1月16日に保健師及び看護師34名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、保健師及び看護師24名に対する行政処分、及び10名に対する行政指導(厳重注意)とする旨の答申がなされた。

(4) 保健師助産師看護師国家試験K·V部会

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の問題内容の妥当性について検証し、妥当ではなかった問題については採点対象から除外する等の取扱いとすることによって試験問題の質を管理するため、年1回開催している。

平成30年度においては、平成31年3月4日に第105回保健師、第102回助産 師及び第108回看護師国家試験の問題内容の妥当性について審議を行った。

(4) 保健師助産師看護師国家試験K·V部会

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の問題内容の妥当性について検証し、妥当ではなかった問題については採点対象から除外する等の取扱いとすることによって試験問題の質を管理するため、年1回開催している。

平成30年度においては、平成31年3月4日に第105回保健師、第102回助産師及び第108回看護師国家試験の問題内容の妥当性について審議を行った。

(5) 保健師助産師看護師国家試験事後評価部会

保健師助産師看護師国家試験の評価に関する事案が生じた場合に開催予定。

(6) 保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会

保健師助産師看護師試験の出題方法、内容、形式等について審議するため、概 ね4年ごとに部会を開催している。

平成27年9月から部会を開催し、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について検討を行い、平成28年2月22日に意見をとりまとめた。

(7) 保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会

保健師助産師看護師国家試験の出題基準の改定について審議するため、概ね 4 年ごとに開催している。

平成28年5月から部会を開催し、保健師助産師看護師国家試験出題基準の改定 を行い、平成29年3月10日の保健師助産師看護師分科会に報告した。

(8) 看護師特定行為·研修部会

平成26年9月1日に設置され、看護師特定行為研修に係る研修制度・指定研修機関の基準及び指定等について審議を行っている。

平成30年度においては、平成30年8月、平成31年2月に持ち回り開催され、 指定研修機関の指定・取り消しについて審議された。

また、平成 29 年 6 月 26 日より特定行為に係る看護師の研修制度の推進について検討を行い、平成 30 年 12 月 14 日に特定行為研修の研修内容等に関する意見をとりまとめた。

医道審議会理学療法士作業療法士分科会

1. 所掌事務

医道審議会令(平成12年政令第285号)により設置され、所掌事務は以下のとおり。

理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 理学療法士作業療法士分科会

理学療法士作業療法士国家試験について、試験の施行方針、合否決定等について 審議するため、年1回分科会を開催している。

平成31年3月14日に第54回理学療法士作業療法士国家試験の合否決定及び第55回理学療法士作業療法士国家試験(32年2月実施)の方針決定を行った。

また、平成30年3月15日には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の 改正について審議を行い、改正することが適当である旨の答申がなされた。

(2) 理学療法士作業療法士倫理部会

理学療法士及び作業療法士の免許取消又は名称使用停止処分及び再免許の付与について審議するため、年1回倫理部会(3月頃)を開催している。

平成31年3月14日に理学療法士2名、作業療法士1名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、理学療法士2名、作業療法士1名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

(3) 理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会

理学療法士作業療法士国家試験の出題基準の改定について審議するため、概ね5年ごとに部会を開催している。

平成25年8月から平成26年2月までの間に5回部会を開催し、理学療法士作業療法士国家試験出題基準の改定について審議を行い、平成26年3月12日に医道審議会理学療法士作業療法士分科会に報告した。

医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゅう師及び柔道整復師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令(平成 12 年政令第 285 号)により設置され、所掌事務は以下のとおり。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217号)及び柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

平成28年10月31日に審議会を開催し、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書案及び柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書案について審議を行い、両報告書のとおり養成施設改正することが適当であるとの結論を得た。

また、平成29年9月13日~25日に審議会を持ち回り開催し、あん摩マッサージ指圧師養成所の設置計画1件について審議を行い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条第1項に規定する「視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるとき」に該当するため、当該設置計画を認定しないことが適当であるとの結論を得た。

医道審議会薬剤師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令(平成12年政令第285号)により設置され、所掌事務は以下のとおり。

薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

2. 活動状況

(1) 薬剤師分科会

薬剤師国家試験について、試験の施行方針、合否決定等について審議するため、年 2回分科会を開催している。

- ・平成30年8月1日から8月3日にかけて持ち回りで書面開催し、第104回薬剤師国 家試験(平成31年2月実施)の方針決定を行った。
- ・平成31年3月13日に第104回薬剤師国家試験の合否決定を行った。

(2) 薬剤師倫理部会

薬剤師の行政処分に関する審議を行うために設置

- ・平成30年6月15日に薬剤師1名に対する行政処分について審議を行い、1名に対して行政処分を行う旨の答申がなされた。
- ・平成30年11月1日に薬剤師10名に対する行政処分について審議を行い、10名に対して行政処分を行う旨の答申がなされた。

(3) 薬剤師国家試験K·V部会

薬剤師国家試験の問題内容の妥当性を審議するために、毎年3月に部会を開催している。

・平成31年3月8日に第104回薬剤師国家試験の問題内容の妥当性について審議を行った。

(4) 薬剤師国家試験事後評価部会

薬剤師国家試験の評価を行うために年1回部会を開催し、実施後の薬剤師国家試験の評価を行う。

・平成30年8月17日に第103回薬剤師国家試験(平成30年2月実施)について評価を 行った。

(5) 薬剤師国家試験制度改善検討部会

薬剤師国家試験の出題基準、出題形式等についての制度改善方策について審議をする。

平成27年2月から平成28年1月までの間に7回部会を開催し、平成25年12月に改訂され平成27年度入学生から適用された薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応するため、新たな試験の出題基準、出題形式等について審議し、平成28年2月4日「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」をとりまとめた。

(6) 薬剤師国家試験出題基準改定部会

薬剤師国家試験の出題基準改定について審議する。

平成28年8月から10月までの間に2回の部会と3回のワーキンググループを開催して審議を行い、薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した「薬剤師国家試験出題基準」をとりまとめた(平成32年度実施の第106回薬剤師国家試験より適用)。

医道審議会死体解剖資格審查分科会

1. 所掌事務

医道審議会令(平成12年政令第285号)により設置され、所掌事務は以下のとおり。

死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

死体解剖資格の認定、取消について審議するため、年3回(会合審査1回、書類審査2回)分科会を開催している。

今年度は、126名の死体解剖資格認定について諮問がなされ、審議の結果、114名に対して認定を行う旨の答申がなされた。